

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

7世監第221号
令和8年3月30日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	大塚	勇
同	市川	穰
同	和田	秀壽
同	藤井	真尚

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査における監査の実施及び結果の合議にあたっては、同法第199条の2の規定により、社会福祉法人水の会については大塚勇監査委員を、世田谷区土地開発公社については藤井真尚監査委員を除斥しました。

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	3
第2	監査の結果	6
1	総括意見	6
2	団体別の監査結果	9
	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	10
	公益財団法人世田谷区保健センター	15
	公益財団法人世田谷区土地開発公社	21
	株式会社世田谷サービス公社	24
	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	29
	社会福祉法人水の会	36
	株式会社タスク・フォース	39
	株式会社オーエンス	41
	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	43
	株式会社東急コミュニティー	45

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、令和7年度は次の10団体及び担当所管部（課）を監査の対象とした。

注：補助の額は令和6年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和6年度及び令和7年度に係る期間を記載した。

注：区立施設の名称については、「世田谷区立」の表記を省略した。

(1) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部 (スポーツ推進課、 スポーツ施設課)
補助団体	補助金 2億9,186万円	
指定管理者	監査対象施設：千歳温水プール 指定期間：令和6年4月から令和11年3月まで	

(2) 公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部 (保健医療福祉推進 課)
補助団体	補助金 1億5,679万円	
指定管理者	監査対象施設：保健センター 指定期間：令和6年4月から令和11年3月まで	

(3) 世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 500万円	財務部 (用地課)
補助団体	負担金 114万円	
	貸付金 29億672万円	

注：債務保証も監査対象に含む。

(4) 株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出資金 4億4,500万円 (出資比率89.89%)	政策経営部 (政策企画課)
指定管理者	監査対象施設：北沢区民会館「北沢タウンホール」 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	北沢総合支所 (地域振興課)

(5) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 4億3,882万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

(6) 社会福祉法人水の会

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 5,340万円	子ども・若者部 (保育課)

(7) 株式会社タスク・フォース

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 5,199万円	子ども・若者部 (保育認定・調整課)

(8) 株式会社オーエンス

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象施設：健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	生活文化政策部 (市民活動推進課)

(9) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象施設：ほほえみ経堂 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

(10) 株式会社東急コミュニティー

区分	内容	担当所管部 (課)
指定管理者	監査対象施設：高齢者借上げ集合住宅 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	都市整備政策部 (住宅課)

2 監査の範囲

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和7年10月から令和8年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- ② 公益財団法人世田谷区保健センター
- ③ 株式会社世田谷サービス公社
- ④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- ⑤ 株式会社オーエンス
- ⑥ 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- ⑦ 株式会社東急コミュニティー

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

(1) 出資団体

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

① 団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。

ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

- エ 事業運営及び財政状況は良好か。
- オ 会計経理及び財産管理は適切か。

② 担当所管部

- ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

① 団体

- ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

- ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
- ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

① 指定管理者

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 再委託の手続きは適切に行われているか。
- エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。

- オ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
- カ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
- キ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- コ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- エ 物品等の貸付事務は、適切に行われているか。
- オ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- カ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
- キ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和7年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督も概ね適切に行われていると認められた。ただし、固有の課題及び是正または改善が必要な事項等についてはその旨を監査の結果に記載するとともに、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められたい。

今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

(1) 出資団体（外郭団体）の経営について

区は、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導、調整をする必要のある団体を外郭団体としている。区は、「新たな行政経営への移行実現プラン（令和6年度～令和9年度）」を策定し、その中で改善の視点の一つに外郭団体の活用を掲げている。また、令和6年3月には「外郭団体将来ビジョン」を策定し、各団体の自主性・自立性をさらに高める取組みを実施するとともに、外郭団体の役割を明確にし、区民サービスの向上を図っている。

このような状況にある外郭団体については、今回の会計経理及び財産管理についての監査において、帳簿と現品や預金の帳簿残高と通帳、固定資産と台帳等の照合の際に、その証跡の記録が不十分な事例が散見された。証跡の確保は、事業活動の透明性や健全性を示し、会計の真実性、可視性を担保するとともに、異常発生時の速やかな原因検知のために重要であるので、改善を図られたい。

「外郭団体将来ビジョン」においては、役割を最大限発揮する、区との連携・政策連動、経営の自主性・自立性向上の3点を重点ポイントとして掲げている。

各団体においては、各々の位置づけや担うべき役割を十分に認識し、各団体の持つ専門性や区内の各活動団体とのネットワーク、独自性などの強みを生かして区民福祉の向上のために取り組まれたい。区の担当所管部及び外郭団体担当所管部においては、引き続き適切な指導・調整に努めるとともに、区の政策との関係を意識し、取組み実績を把握・評価して見直しを行いながら計画的に事業を進められたい。

また、各団体の収入の自主性・自立性向上に向けてこれまでも取り組まれているが、さらなる自主財源の確保等に取り組むとともに、専門性を発揮した事業執行を行うための基盤となる人材の確保・育成にも引き続き努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、区は、様々な分野で事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、区民の税金等で賄われており、交付にあたってはその申請から決定、精算までの一連の事務が適正に行われなければならない。また、担当所管部では、補助金が目的の達成のために有効に機能しているか補助対象事業の効果検証を行い、効果が薄いものについては見直しを行う必要がある。

今回の監査においては、大きく問題となる事例や指摘すべき事例は見受けられなかったが、引き続き、適切な事務運営と補助事業の効果の向上に努められたい。

多様なニーズに柔軟に応える事業を展開するために、年々補助金は多種多様になり、また支給先も拡大している。そのために、DXの推進や外部委託などの事務改善を図ってきている。しかし、外部委託を行っているため審査や交付決定に時間がかかったり、一部の申請者との書類の確認に時間を要したりしたために全体の実績報告書の事務処理に半年以上かかっているケースが見られた。いずれも事務的な支障はなかったとのことだが、事業者は提出期限等決められたルールに従って正しく手続きを行うべく努めており、制度への信頼が失われないためにも迅速な処理が必要である。補助金の決定や支給、精算、実績報告・確認などのプロセスの意義や目的などを再度認識し、次年度以降の制度の検討に資するためにも迅速な事務処理が行えるよう、組織としての進行管理を行うとともに、事務の手順や体制など検討されたい。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、ニーズにあった迅速な対応や住民サービスの向上を図るとともに、民間事業者等による効果的・効率的な施設運営及び利用料金制度による自主的な運営や経営努力の発揮により、経費の削減も期待できる制度である。

公の施設の設置者である区は、指定管理者からの実績報告書等により、協定書・仕様書に基づき指定管理業務が実施されているか確認・検査し、指示等を適切に行う必要がある。

今回の監査においては、大きく問題となる事例や指摘すべき事例は見受けられなかった。

指定管理者制度においては、公共性を損なわず、業務改善等の努力の成果として利益が出ること自体を否定するものではなく、今回監査を行った施設においても、収入より支出が少なく、一定規模の差額が生じている施設があった。税金を使った事業であることから、事業者と区は利益を含む運営結果全体に対して説明責任を負っている。

利益水準は、指定管理者の努力で経費削減できているかの判断や次期指

定・再指定の指定管理料の判断材料になる。事業者の性格によって異なる部分があるので、一律の対応にはならないが、適切な精算が行えるよう利益水準についての区としての考え方を整理されたい。

2 団体別の監査結果

令和7年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。
なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や
公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月19日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である千歳温水プールの担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月1日、4日、9日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である千歳温水プールの担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月19日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目6番1号

② 設立年月日

平成11年2月1日

(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

④ 組織（令和7年9月30日現在）

理事会 12人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人）

監事 2人

評議員会 12人

事務局 59人（常勤51人、非常勤8人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

管理課 21人

施設課 37人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション事業

スポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) 社会体育施設の管理及び運営

区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者サービスの向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

(ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

⑥ 令和6年度決算状況（令和5年度決算状況）

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,865,728,476	2,758,405,302
(B) 経常費用計	2,837,308,371	2,715,256,466
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	28,420,105	43,148,836
(D) 経常外収益計	0	2,122,242
(E) 経常外費用計	0	3,737,617
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	△1,615,375
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	28,420,105	41,533,461
(H) 法人税、都民税及び事業税	1,948,600	2,209,900
(I) 当期一般正味財産増減額 (G)－(H)	26,471,505	39,323,561
(J) 一般正味財産期首残高	550,203,880	510,880,319
(K) 一般正味財産期末残高 (I)＋(J)	576,675,385	550,203,880
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産増減額	15,453,000	0
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	511,695,703
(N) 指定正味財産期末残高 (L)＋(M)	527,148,703	511,695,703
正味財産期末残高		
(O) 正味財産期末残高 (K)＋(N)	1,103,824,088	1,061,899,583

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成11年2月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和6年度、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金		
スポーツ及びレクリエーション振興事業	621,696,974	212,845,687
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	70,947,269	63,727,000
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	14,565,595	14,411,438
その他財団の目的を達成するために必要な事業	26,169,852	879,086
合計	733,379,690	291,863,211

③ 公の施設の管理

区は、総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度まで、千歳温水プールは令和6年度から令和10年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。

令和6年度の指定管理料は、合計7億3,184万7千円となっている。そのうち、今回監査対象とした千歳温水プール（世田谷区船橋七丁目9番1号）の指定管理料は2億4,084万4千円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和6年度の利用料金収入の合計は10億2,039万2,327円で、そのうち、千歳温水プールの利用料金収入は5,884万5,980円である。

千歳温水プールの令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	240,844,000	人件費	56,464,000
			※一般管理費人件費6,840,000円含む
利用料金収入	58,845,980	施設維持管理経費	236,756,813
自主事業収入	48,206,695	自主事業経費	49,798,182
合計	347,896,675	合計	343,018,995
		収支差額	4,877,680

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である千歳温水プールの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

なお、貯蔵品の帳簿残高と現品の照合時や、預金の帳簿残高と通帳の照合時に、その証跡を記録していない事例が見受けられた。本財団に限ったことではないが、帳簿と現品等の照合に際しては、事業の透明性や会計の真实性を担保するため、照合担当者名を含む照合の証跡を組織的に記録することが望ましい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、スポーツによる地域活性化施策のひとつとして、「支える人材の発掘・育成と活用」に取り組むとしており、その具体策として、スポーツ指導者及びスポーツボランティアの発掘・育成を目的として、「世田谷スポーツ人材バンク制度（注）」を運用している。地域のスポーツ活動や中学校部活動の地域連携などで必要となる人材をマッチングさせるよい取組みであると評価できる。この仕組みがより一層機能するよう、本制度の認知度向上、登録者の増加等に努められたい。

また、千歳温水プールは、温水プールのみならず、人気の高いマシンを導入したトレーニングルームやダンスも行える集会室、浴室やカラオケもある高齢者向け健康運動室など充実した設備で、区民のスポーツ活動や憩いの場となっている。職員全員が毎日心肺蘇生訓練を行うなど安全に配慮しながら、積極的に自主事業を企画運営して満足度の高いサービスを提供しており評価できる。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、引き続き区と連携し、身近にスポーツと親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努められたい。

注：監査委員による監査終了後に「世田谷スポーツ・文化人材バンク制度」へ名称を変更した。

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月13日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月21日、12月2日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区松原六丁目37番10号

② 設立年月日

昭和51年10月12日

(平成23年2月4日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。

④ 組織（令和7年9月30日現在）

理事会 11人（理事長1人、常務理事1人、理事9人）

監事 2人

評議員会 10人

事務局 172人（常勤91人、非常勤70人、臨時10人、区派遣1人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

所長 1人

副参事 1人

管理課 32人

医務課 85人

専門相談課 52人

⑤ 主な事業内容

ア 保健センターの維持管理運営

指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行っている。

イ がん対策事業

（ア）がん検診受付センター

区の胃・乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診に加え、B型・C型肝炎ウイルス検診、胃がんリスク（ABC）検査全般の総合的窓口を開設し、受付業務等を行っている。

（イ）胃がん検診及び乳がん検診

胃がん検診（40歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による検診及び50歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診）と乳がん検診（40歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィによる検診）を実施している。

（ウ）がん検診等精度管理

区が実施する5つの対策型がん検診（胃・乳・大腸・子宮・肺）及び胃がんリスク（ABC）検査の受診状況の把握や検査結果の把握、精密検査受診勧奨などの精度管理を実施している。

（エ）がん相談

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、予約制による対面相談及び電話相談のほか、がん関連の書籍やアピアランス関連の展示等を行うがん情報コーナーでは、予約不要の一次相談窓口

を開設している。また、治療と就労の両立支援として、がん患者等の就労相談を年複数回実施している。

(オ) がん検診普及啓発

こころとからだの保健室ポルタにおいて、がんに関する書籍等を置く他、検診等の啓発を行っている。

ウ 健康増進事業

18歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導（講座・教室）を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援、生活習慣病重症化予防への派遣型集団指導や動画配信等を行っている。

エ 健康教育事業

講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業

(ア) 障害者専門相談

障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

(イ) 乳幼児育成相談

乳幼児の発達・発育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業、支援者向け研修会等を行っている。

カ こころの健康支援事業

こころの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族に対して、ピアサポーターによるこころの電話相談を行う他、こころとからだの保健室ポルタにおいて、こころの健康に関する情報提供、相談窓口の案内等を行っている。精神疾患、精神障害に対する理解促進、差別・偏見解消、こころの健康に関する普及啓発や人材育成を実施している。

キ 保険診療等による検査事業

地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査（胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓）を行っている。

ク 検体検査事業

子宮がん検診（細胞診検査）及び大腸がん検診（便潜血検査）の判定

業務等を行っている。

ケ 財団料金規程等による事業

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診や脳ドック等の各種検査事業等を行っている。

コ その他の技術提供事業

(ア) 住宅改修アドバイザー

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改修を予定している高齢者宅を理学療法士等が訪問し、住宅の改修相談に応じている。

(イ) 福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

⑥ 令和6年度決算状況（令和5年度決算状況）

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,383,905,160	1,322,557,644
(B) 経常費用計	1,377,555,139	1,322,924,437
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	6,350,021	△366,793
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	6,350,021	△366,793
(H) 法人税等	70,000	3,655,000
(I) 当期一般正味財産増減額 (G)－(H)	6,280,021	△4,021,793
(J) 一般正味財産期首残高	219,256,191	223,277,984
(K) 一般正味財産期末残高 (I)＋(J)	225,536,212	219,256,191
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K)＋(M)	625,536,212	619,256,191

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和51年10月の財団法人設立に当たり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターに対する補助金		
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務 財団の運営に係る経費	20,225,938	10,210,000
精密検査等の医療事業に関する事務 保険診療等検査事業、検体検査事業に係る経費	273,880,550	146,583,828
合計	294,106,488	156,793,828

③ 公の施設の管理

区は、保健センター（世田谷区松原六丁目37番10号）について、令和6年度から令和10年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。

令和6年度の指定管理料は、合計9億6,427万6,500円となっている。

保健センターの令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	964,276,500	施設管理運営費 (うち人件費)	956,955,243 (635,588,282)
合計	964,276,500	合計	956,955,243
		収支差額	7,321,257

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行、並びに監査対象とした公の施

設である保健センターの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

なお、評議員会・理事会に関する議事録や説明資料等の保管方法の改善や、固定資産の照合における証跡の担保など、説明責任を念頭に適切な対応を図られたい。

公益財団法人世田谷区保健センターは、令和3年に策定した第三次経営ビジョンにより事業展開を図り、新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだ各種事業も令和6年度はコロナ禍前の実績まで回復し、経営の安定を維持した。令和6年度より第6期の指定管理者として専門性の高い施策実現とサービス向上に取り組んだことは評価するが、公益事業においては高次脳機能障害者の方を支援につなげる働きかけや幅広い関係機関への理解促進、アピアランスケアの情報発信への更なる対応が求められる。また、区からの財源割合が外郭団体中最も高いことから収益事業は更なる取り組みが求められる。公益事業では相談機能や人員体制の強化、収益事業では令和7年度から開始した「協会けんぽ生活習慣病予防健診」の利用団体の拡大など、引き続き経営の自主性・自立性向上並びに、保健医療福祉の全区的拠点における中核的役割を担うことに努められたい。

世田谷区土地開発公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和7年11月12日に実施した。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所内

② 設立年月日

昭和46年5月15日

(財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和49年8月19日に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)

③ 設立目的

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

④ 組織(令和7年9月30日現在)

理事会 9人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人)

監事 2人

評議員会 8人

事務局 38人

※ 監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

⑤ 主な事業内容

公有地の拡大の推進に関する法律第17条及び定款第25条に規定する業務のうち、世田谷区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び、世田谷区への譲渡事業。

⑥ 令和6年度決算状況（令和5年度決算状況）

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度
(A) 事業収益	6,115,075,316	8,558,210,535
(B) 事業原価	6,115,075,316	8,558,210,535
(C) 販売費及び一般管理費	1,074,376	1,018,620
(D) 事業損失	1,074,376	1,018,620
(E) 事業外収益	1,144,426	1,089,721
(F) 事業外費用	0	0
(G) 経常利益 (E) - (D) - (F)	70,050	71,101
(H) 特別利益	0	8,102,953
(I) 特別損失	0	5,450,523
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	70,050	2,723,531
(K) 法人税等	70,000	70,000
(L) 当期純利益 (J) - (K)	50	2,653,531
(M) 前期繰越準備金	7,510,972	4,857,441
(N) 次期繰越準備金 (L) + (M)	7,511,022	7,510,972

注：決算状況は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和46年5月の財団法人設立に当たり、基本財産100万円を出えんした。その後、組織変更の際して400万円を出えんし、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 負担金

区は、令和6年度に、事務費として負担金114万4,376円を支出した。

③ 貸付金

区は、令和6年度に、用地取得のために協調融資団から借り入れた事業資金の償還等に必要な資金として、貸付金29億672万4,094円を支出した。

④ 債務保証

区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金300億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

世田谷区土地開発公社は、区の用地取得事業計画に基づいた、道路、公園などの公有地の取得について、適時かつ迅速に先行取得し管理及び処分等を行うことで、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与している。一方、区では、令和6年3月に、区が多様な資金調達手法によって効率的で事業継続可能な財政運営を図るため、世田谷区用地取得基金を設置した。このことから、区と公社、双方の連携により、これまでより柔軟かつ迅速な土地取得が行えることとなったが、高額の場合などについては世田谷区用地取得基金により対応することが難しい場合もあり、引き続き世田谷区土地開発公社の担う公有地取得に対する役割は重要である。今後も適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

株式会社世田谷サービス公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月21日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月21日、27日、12月9日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月17日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目23番2号 DS第一ビル

- ② 設立年月日
 昭和60年4月1日
 （平成24年7月1日に株式会社エフエム世田谷と経営統合）
- ③ 設立目的
 世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。
- ④ 組織（令和7年9月30日現在）
- | | |
|----------|-----------------------|
| 取締役会 | 7人（代表取締役1人、取締役6人） |
| 監査役 | 2人 |
| 総務部 | 20人 |
| 第一事業部 | 1,002人 |
| 第二事業部 | 26人 |
| I C T推進部 | 20人 |
| 社員合計 | 1,068人（常勤89人、非常勤979人） |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 施設維持管理等事業
- （ア）公共施設の維持管理事業
 総合支所（世田谷総合支所を除く）、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、複合施設、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、教育総合センター、青少年交流センター、砧図書館、児童相談所等の維持管理を受託している。
- （イ）区政情報センター（コーナー）の運営（区役所ほか4総合支所）
 区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。
- （ウ）公園施設の維持管理事業
 世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニS Lの運行业務、テニスコート・野球場管理等を行っている。
- （エ）物販事業
 世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。
- （オ）特定建築物等定期調査・建築設備定期検査
 受託公共施設の維持管理業務とあわせて、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。
- （カ）指定管理者事業
 指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館「北沢タウンホール」ほか4施設の管理運営等を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業

(ア) レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」(世田谷美術館内)

(イ) 喫茶の運営

「セタビカフェ」(世田谷美術館内)、「喫茶レスト」(教育会館内)

ウ ICT支援事業

公共システムの運用支援・オペレーション業務、業務系システム（基幹システム）利用職員向けのヘルプデスクや庁内ネットワーク及び事務基盤環境整備に伴う支援、保健福祉総合情報システムの運用・保守、自治体情報システム標準化に伴う標準準拠システムへの移行支援等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業

コミュニティ放送局として、エフエム世田谷（周波数83.4メガヘルツ）の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

⑥ 令和6年度決算状況（令和5年度決算状況）

ア 損益の状況

単位：千円

科目	令和6年度	令和5年度
(A) 売上高	5,005,830	4,585,082
(B) 売上原価	4,583,535	4,241,572
(C) 販売費及び一般管理費	335,813	309,155
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	86,482	34,354
(E) 営業外収益	54,757	61,793
(F) 営業外費用	1,221	1,132
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	140,018	95,014
(H) 特別利益	0	0
(I) 特別損失	27,621	0
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	112,397	95,014
(K) 法人税等	35,851	34,564
(L) 当期純利益 (J) - (K)	76,546	60,450

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：千円

	令和6年度	令和5年度
(A) 当期首残高	3,560,152	3,544,202
(B) 剰余金の配当	△44,500	△44,500
(C) 当期純利益	76,546	60,450
(D) 当期変動額 (B) + (C)	32,046	15,950
(E) 当期末残高 (A) + (D)	3,592,198	3,560,152

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立に当たり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

② 公の施設の管理

区は、北沢区民会館「北沢タウンホール」は平成30年度から令和4年度及び令和5年度から令和9年度まで、世田谷区民会館別館及び北沢区民会館別館は令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館は令和元年度から令和5年度及び令和6年度から令和10年度まで、玉川区民会館は令和2年7月から令和6年度及び令和7年度から令和11年度まで、玉川区民会館別館は令和7年度から令和11年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

令和6年度の指定管理料は、合計1億4,191万1,828円となっている。そのうち、今回監査対象とした北沢区民会館「北沢タウンホール」（世田谷区北沢二丁目8番18号）の指定管理料は3,249万3,318円である。

また、令和6年度の利用料金収入の合計は1億4,052万4,870円で、そのうち、北沢区民会館「北沢タウンホール」の利用料金収入は4,996万6,160

円である。

北沢区民会館「北沢タウンホール」の令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	32,493,318	人件費	43,181,769
利用料金収入	49,966,160	施設維持管理経費	48,593,656
自主事業収入	4,117,374	自主事業経費	4,203,843
その他の収入	0	事業所税	1,466,636
		その他の支出	2,356,050
合計	86,576,852	合計	99,801,954
		収支差額	△13,225,102

注：収支状況の金額は税込みで記載した。

3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である北沢区民会館「北沢タウンホール」の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、「地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与すること」を目的に、障害者・高齢者等の雇用、社会貢献、危機管理・情報提供、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしている。施設維持管理等事業では、区内の全区民会館に予約システムを導入し、予約から利用料金支払いまでオンラインで行える環境を整備し、利用者の利便性を高めている。危機管理・災害対策では、区と締結している「災害時等における協力体制に関する協定」に基づく避難所の開設・運営に協力することとして防災士養成等にも力を入れている。障害者・高齢者等の雇用率も高く、同時に働く場の確保にも積極的に取り組んでいることを評価する。エフエム世田谷では、台風・豪雨時の災害状況・注意喚起等を緊急割込み放送システムによる割込み放送として令和6年度は計284回行っている。引き続き迅速・的確な情報周知に努め、区民・関係者に有効活用されていくよう、エフエム世田谷自体の認知度のさらなる向上にも取り組まれない。今後も引き続き、地域に貢献する公社としての役割を果たしていくよう期待する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月15日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月4日、10日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月10日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区成城六丁目3番10号

② 設立年月日

昭和61年10月1日

③ 設立目的

世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健

全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

④ 組織（令和7年9月30日現在）

理事会 24人（会長1人、副会長5人、常務理事1人、理事17人）

監事 3人

評議員会 62人

事務局 239人（常勤100人、非常勤105人、臨時34人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

事務局次長（地域社協課長兼務） 1人

総務課 18人

地域福祉課 42人

連携推進課 8人

地域社協課 103人

権利擁護支援課 28人

自立生活支援課 38人

⑤ 主な事業内容

ア 法人運営事業

（ア）組織運営事業

平成30年度に開始した社協改革（①財政収支の改善、②事業・組織の見直し、③人材育成）は、計画期間の最終年度である令和4年度に総括を行った。その結果を踏まえ、引き続き、健全な財政運営、効果的・効率的な組織・事務運営、職員の人材育成に努めている。

（イ）企画研究・広報事業

事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。また、令和5年度から「第4次世田谷区地域福祉活動計画」の検討を行い、令和7年3月に策定した。

イ 地域福祉事業

（ア）地区社協活動支援事業

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と連携し、「身近な福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。

福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所、福祉関係のNPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

区内に本部がある社会福祉法人で構成する世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。

（イ）地域社協活動事業

各地区社協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供、意見交換等を行う地域社協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動）、支えあいミニデイ（会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動）による仲間づくりの支援や、子ども食堂ネットワーク事業（食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援）、地域で支える食の支援事業、一人歩きSOSネットワーク事業（携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護）等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(エ) 福祉活動団体助成事業

地域福祉の推進を目的として活動する団体等に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業

福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援等の日常生活支援サービスを提供している。

(キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいにより子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶（3店舗）を運営している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ケ) 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯や要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金、地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」をメルクマールせたがや

と共に運営し、当事者やその家族に対し、相談及び支援を行っている。

東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援（生活福祉資金等貸付事務事業）を行っている。

エ 貸付金等事業

一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業

(ア) あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。また、あんしん事業の利用開始前に必要な日常的な金銭管理や書類手続を緊急的に専門員が支援するプレあんしん事業を区から受託し、切れ目のない支援に取り組んでいる。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業

世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや老い支度講座等を開催し、各種制度等の啓発に取り組んでいる。

⑥ 令和6年度決算状況（令和5年度決算状況）

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度
(A) サービス活動収益計	1,553,122,461	1,455,357,849
(B) サービス活動費用計	1,530,199,311	1,417,563,748
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	22,923,150	37,794,101
(D) サービス活動外増減差額	1,653,868	1,549,620
(E) 特別増減差額	△271,138	250,000
(F) 当期活動増減差額	4,794,380	22,373,521
(G) 前期繰越活動増減差額	221,407,101	245,171,804
(H) 当期末繰越活動増減差額 (F)＋(G)	226,201,481	267,545,325
(I) 基金取崩額	0	4,633,258
(J) その他の積立金取崩額	28,861,673	7,942,815
(K) その他の積立金積立額	39,229,302	58,714,297
(L) 次期繰越活動増減差額 (H)＋(I)＋(J)－(K)	215,833,852	221,407,101

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金		
法人運営事業 組織運営事業及び企画研究・広報 事業に係る経費	254,323,277	59,511,549
地域福祉事業 地区社協活動支援事業、地域社協 活動事業、地域支えあい活動支援 事業等に係る経費	427,568,574	286,066,784
支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係 る経費	4,223,000	4,223,000
生活安定支援事業 都（区）子供食堂推進補助金交 付事業、食を通じた子ども支援 ネットワーク事業に係る経費	49,804,235	49,804,235
生活困窮者自立相談支援事業 生活福祉資金貸付事務事業に係る 経費	60,898,638	10,055,000
貸付金等事業 貸付金等事業に係る経費	3,124,452	2,691,473
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成 年後見制度利用支援事業に係る経 費	72,048,777	26,464,700
合計	871,990,953	438,816,741

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

コロナ禍で停滞していた地域活動が概ね回復する一方で物価高騰等に伴う孤独・孤立や生活困窮が顕在化する中、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と社協地区事務局が連携する四者連携による「福祉の相談窓口」を基盤に、多様なアウトリーチ等による課題の早期発見に努めるとともに、

地域の活動団体等との連携の強化を図り、生活圏内の資源を結び合わせた支援を行った。また、移動販売車の誘致やコミュニティバスの運行支援、「せたべる」による食の支援の拡充など地域課題の解決にも取り組んだことを評価する。

令和7年度に始動した第4次地域福祉活動計画では、活動主体を事業者・地域団体・企業にも広げ、28地区の地区住民活動計画を柱に、「相談」をしやすい、「狭間」を見逃さない等の方針を掲げている。新しい計画の着実な推進はもとより、社会福祉協議会の存在や事業に対する認知度向上と関係機関との連携強化により、困りごとの早期把握や複合課題を抱える世帯への支援の充実に努められたい。

今後は、クラウドファンディングの導入検討を進めるなどして自主財源の確保に努めるとともに、社協活動の区民等への認知や理解が進むよう情報発信の強化にも力を注ぎ、地域福祉の向上に一層寄与されたい。

社会福祉法人水の会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、世田谷いちい保育園北ウイング（世田谷区弦巻五丁目10番22号）ほか1施設における認可保育園の補助対象事業に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月20日

実施内容 社会福祉法人水の会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月5日、12日

実施内容 社会福祉法人水の会及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人水の会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

北海道札幌市中央区南3条西一丁目1番1号

② 沿革

平成11年に設立し、認定こども園、認可保育園及び高齢者福祉施設の設置・運営を行っている。平成27年11月に世田谷いちい保育園北ウイング、平成28年4月に世田谷いちい保育園南ウイングを開設した。

③ 認可保育園の所在地

名称	所在地
世田谷いちい保育園北ウイング	世田谷区弦巻五丁目10番22号
世田谷いちい保育園南ウイング	

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助対象事業名等	補助対象事業費	補助金額
世田谷いちい保育園北ウイング	34,168,387	22,751,300
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,410,000	2,410,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	30,007,787	18,591,300
世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金	1,750,600	1,750,000
世田谷いちい保育園南ウイング	45,078,229	30,651,903
世田谷区保育士等処遇改善助成金	3,060,000	3,060,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	31,234,430	20,536,670
世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金	1,621,270	1,621,000
世田谷区一時預かり事業運営費補助金	9,162,529	5,434,233
合計	79,246,616	53,403,203

3 監査の結果

社会福祉法人水の会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人水の会は、「自然から学ぶ」を法人理念とし、「子どもの視点に立つ保育」を保育方針に全国に11園の保育施設を運営し、子ども主体の保育を実践している。監査対象となったいちい保育園は同敷地内の1つの建物に2つの保育園が存在する珍しい構造であり、園毎に子どもの希望を取り入れ特色ある保育園運営を行っている。恵まれた設備の中で子どもたちの興味関心を引き出し、遊び等の体験の積み重ねが子どもの人格形成や成長につながると考え、両園のみならず、近隣園や卒園児との交流も積極的に実施している。また、保育等職員も保育方針の理解を深め全体で共有し、園内研究を実施し、望ましい保育のあり方を考えている。職員の研修は法人として休憩時間等の確保を工夫し、積極的な受講を支援している。区の補助金も、補助金交付目的に則った適正な運用により保育運営の向上や職員確保に有効活用されており、創意工夫を

凝らした保育運営を法人一丸となっていて行っていることを評価する。引き続き、法人内で連携・情報共有し、地域との交流を深めながら、質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社タスク・フォース

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園（世田谷区太子堂三丁目37番1 D-201号 グランドヒルズ三軒茶屋ヒルトップガーデン ディセンフォート内）ほか1施設における認証保育所の補助対象事業に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月9日

実施内容 株式会社タスク・フォース及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年12月2日、11日

実施内容 株式会社タスク・フォース及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社タスク・フォースの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号 堂島プラザビル9階

② 沿革

平成元年に保育サービス業としてベビーシッターの養成、ベビーシッター事業を屋号「ラビットクラブ」で開始。その後、保育ルーム「友知園」として託児所事業を開始。「都市型保育園 ポポラー」として託児業の拡張化を進め複数拠点化を図る。令和7年4月現在、直営保育施設ポポラー58園、事業所内保育所プロペラにて56園（うち医療関係施設35園）を運営している。

(3) 区の財政援助等

区は、令和6年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助対象事業名等	補助対象事業費	補助金額
都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園	73,997,669	50,752,270
世田谷区認証保育所運営費補助金	73,347,669	50,102,270
世田谷区保育力強化事業補助金	100,000	100,000
世田谷区認可外保育施設等福祉サービス第三者評価受審費補助金	550,000	550,000
都市型保育園ポポラー東京調布園	1,760,371	1,235,400
世田谷区認証保育所運営費補助金	1,760,371	1,235,400
合計	75,758,040	51,987,670

3 監査の結果

株式会社タスク・フォースにおいて、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社タスク・フォースは、子どもたちの自立の力を育むソロ教育を保育コンセプトとして、経験や体験を重視した保育運営を行っている。園ごとの行事だけでなくアウトドアキャンプやファミリースポーツフェスティバルなどの大規模イベントの実施や保護者の負担を軽減するため紙おむつのサブスクリプションサービスの導入、園での朝食提供の今年度からの開始など、ライフスタイルに合わせた多様な保育ニーズに応える取組みを、積極的に取り入れる姿勢を評価する。また、全国的な課題である「子どもへの虐待防止」に対しては、研修による専門的な虐待の知識の習得なども行われている。今後も子どもの日々の様子にも十分留意しながら虐待の未然防止に取り組まれない。引き続き、保護者の声にも耳を傾け、園児一人ひとりが心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性が育まれる質の高い保育の提供を期待する。

株式会社オーエンス

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」(世田谷区池尻二丁目3番11号)における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月16日

実施内容 株式会社オーエンス及び今回監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月4日、13日

実施内容 株式会社オーエンス及び今回監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月4日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社オーエンスの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー20階

② 沿革

昭和34年6月に設立され、主にPPP事業、ビル管理事業、スポーツ・文化施設運営管理事業、レストラン関連事業などを行っている。

平成30年度から健康増進・交流施設の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」について、令和5年度から令和9年度まで、株式会社オーエンスを指定管理者として指定している。令和6年度の指定管理料は、8,871万5,000円である。

また、本施設は利用料金制を導入しており、令和6年度の利用料金収入は3,028万7,179円である。

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	88,715,000	人件費	60,203,825
利用料金収入	30,287,179	施設維持管理経費	27,815,178
自主事業収入	6,170,440	事業費	17,379,013
その他の収入	1,150,816	自主事業経費	5,037,803
		事務経費/諸経費	8,936,004
		未払消費税	6,242,627
合計	126,323,435	合計	125,614,450
		収支差額	708,985

3 監査の結果

株式会社オーエンスにおいて、監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」は、高齢者を中心とする多世代の区民が利用できる健康増進や地域・世代間交流を目的とする施設であり、株式会社オーエンスが指定管理者として、レストランを含む本施設を管理運営し、自主事業など多様なサービスを提供している。令和6年度の利用者数は155,000名以上と目標数を約10,000名上回って良好な収支状況であり、利用者アンケートでは「満足」「やや満足」が合わせて9割以上と利用者満足度も高く、その取組みは評価できる。

株式会社オーエンスにおいては、引き続き自主事業の充実などサービス向上に努め、利用者に喜ばれる施設運営、適正な事業執行を継続されたい。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、ほほえみ経堂（世田谷区経堂三丁目6番24号）における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月14日

実施内容 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団及び今回監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月5日、18日

実施内容 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団及び今回監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

② 沿革

昭和57年6月に設立され、平成13年にNPO法人化。令和5年に労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に組織変更。高齢者介護事業

や生活困窮者・若者・障害者などの就労支援、公共施設の管理・運営など多分野のサービス事業を手掛けている。平成18年4月に経堂身体障害者デイサービスセンター（現ほほえみ経堂）の指定管理者の指定を受け、現在に至るまで管理運営業務を行っている。

（3）公の施設の管理

区は、ほほえみ経堂について、令和3年度から令和7年度まで、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を指定管理者として指定している。令和6年度の指定管理料は、1億5,541万8,664円である。

ほほえみ経堂の令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	155,418,664	人件費	71,809,657
その他の収入	26,476	施設維持管理経費	80,119,987
		事業費	2,701,146
		その他の支出	814,350
合計	155,445,140	合計	155,445,140
		収支差額	0

3 監査の結果

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団において、監査対象とした公の施設であるほほえみ経堂の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、市民が協同・連帯して人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事を通じて地域社会の主体者になる働き方を実現することを理念として掲げており、区内では生活介護施設3施設、障害者グループホーム1施設に加え、せたがや若者サポートステーションを運営している。その理念は、ほほえみ経堂の運営にも活かされており、利用者の主体性を尊重しながら、身体障害者に対する日常生活上の支援、創作活動の機会の提供、身体機能や生活能力向上のための必要な援助に取り組んでいる。特に、医療的ケアが必要な利用者の受入れや土曜日の開所等、利用ニーズに応じた取組みは評価に値する。引き続き、「個別支援計画」制度の適切な運用に努め、現場と法人本部との連携を密に取りながら、障害者の立場に寄り添ったサービスの提供を通じて障害福祉の向上に努められたい。

株式会社東急コミュニティー

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、高齢者借上げ集合住宅（世田谷住宅（世田谷四丁目15番3号）ほか2団地（太子堂住宅、玉堤住宅））における管理運営に関する令和6年度及び令和7年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和8年1月15日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和7年11月18日、27日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和7年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社東急コミュニティーの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー

② 沿革

昭和45年4月に設立され、マンション及びビル等建物・施設の管理運営、公営住宅管理運営、建物・設備の改修工事、マンション居住者及びビルテ

ナントへの関連サービスの提供を行っている。平成29年4月に高齢者借上げ集合住宅を含めた世田谷区営住宅等の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。

今回監査対象とした高齢者借上げ集合住宅を含む令和6年度の指定管理料は、4億225万8,909円である。

なお、修繕費は年度当初に概算払いを行い、年度末に精算を行うこととしている。修繕費は1億6,691万7,205円であったことから、同精算額は39万2,594円である。(概算払い時：1億6,730万9,799円)

区営住宅等の令和6年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料 (修繕費含む)	402,651,503	人件費	78,866,919
		施設維持管理経費	138,640,120
		修繕費	166,917,205
		修繕精算額	392,594
合計	402,651,503	合計	384,816,838
		収支差額	17,834,665

3 監査の結果

株式会社東急コミュニティーにおける監査対象とした公の施設である高齢者借上げ集合住宅（世田谷、太子堂、玉堤）の管理に関する出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社東急コミュニティーは、高齢者借上げ集合住宅を含めた区営住宅等の指定管理者として9年目を迎え、区営住宅等に関する日常管理はもとより、自主事業（高齢者への巡回見守りサポートなど）の実施により、居住者への対応、コミュニティ形成、居住者や地域住民の利便性向上などにも一定の成果を上げている。さらに、住宅使用料の債権管理にも積極的に取り組み、滞納件数、滞納額と共に減少していることを評価する。

しかしながら、居住者の高齢化の進行に伴い、支援を必要とされる方の増加や自治会機能の低下が進んでおり、開設当時には想定されていなかったことへの対応を求められることが増加している。そのため、区と指定管理者は今後、管理形態や手法など早急な検討が必要になると予想される。現在も、毎年実施

しているアンケートの反映や業務内容の見直しなどにより、サービス向上に取り組まれているところではあるが、居住者ニーズ把握の精度をさらに高めるとともに、区と指定管理者のさらなる連携強化を図り、居住者の高齢化等に伴うニーズ変化へ柔軟に対応することを期待したい。また、施設管理にあたっては、入居者が安心して暮らすことができるよう、適切な維持管理に努められたい。